

草津市健康づくり推進協議会設置条例

昭和 56 年 4 月 1 日

条例第 14 号

改正 平成 25 年 4 月 1 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 市民の健康の維持および増進に関する事項を協議するため、草津市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康増進計画に関すること。
- (2) 健康づくりのための事業の推進に関すること。
- (3) 健康づくりのための環境整備に関すること。
- (4) その他市民の健康づくりに関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第 5 条 市長は、必要に応じ次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を協議会に置くことができる。

- (1) 健康増進計画推進部会
- (2) 健康増進部会
- (3) 保健推進部会

2 各部会は、部会員（部会の委員をいう。以下同じ。）8 人以内で組織する。

3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般社団法人草津栗東医師会または一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会から推薦のあった者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認めた者

4 部会は、調査審議した事項について必要に応じて協議会に報告するものとする。

(部会員の任期)

第 6 条 部会員の任期は、2 年以内とし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 部会員は、再任することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 5 年 4 月 1 日議第 4 号)

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。